（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九の五　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の二第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

ニ　株式交付により特例子会社対象会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書面

［三～五　略］

［２～４　略］

別紙様式第９号（第20条第１項関係）

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業報告

（記載上の注意）

［１・２　略］

３　この様式中の表及び各項目の「（記載上の注意）」に定める内容が含まれていれば、適宜欄を追加してその他関連内容を記載し、又は様式中の表の形式によらなくても差し支えない。また、様式で規定する項目の記載順序を変更することや、異なる項目を一つの項目にまとめて記載しても差し支えない。

４　金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載項目と類似・関連する項目について、実質的に同一の内容と解される場合には、有価証券報告書で規定されている用語を用いても差し支えない。

５～７　［略］

１　当行の現況に関する事項

(1)　［略］

(2)　財産及び損益の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

（単位：百万円）

	年度	年度	年度	年度
［略］				
経常利益（又は経常損失）				
当期純利益（又は当期純損失）				
［略］				

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九の五　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［三～五　同上］

［２～４　同上］

別紙様式第９号（第20条第１項関係）

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業報告

（記載上の注意）

［１・２　同左］

［加える。］

［加える。］

３～５　［同左］

１　当行の現況に関する事項

(1)　［同左］

(2)　財産及び損益の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

（単位：億円）

	年度	年度	年度	年度
［同左］				
経常利益（又は経常損失）	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益（又は当期純損失）	百万円	百万円	百万円	百万円
［同左］				